

第3章 多賀城市における景観まちづくり

(1) 多賀城市における景観まちづくりの意義

景観とは、私たちを取り巻く環境がどのように見えるかといったことで「風景」や「景色」あるいは「眺め」として、人々が目で見て感じる印象や姿として表されます。そのため、近景、中景、遠景による構成やその特性、種類に依りて、その見え方や肌で感じられる印象が変化して、人々の心に残り、共有している都市の姿や地域の「らしさ」を育み、そこに住む人々の地域への誇りや愛着につながっています。

本市では、従来から良好なまちづくりに向けて、用途地域による建物用途の制限や高さの規制、地区計画による建物形態や意匠制限等の都市計画制度の活用、また花のあるまちづくりに係る支援などを行ってきました。更に、平成23年度には「多賀城市歴史的風致維持向上計画」の策定を通じて地域がもつ歴史的風致の維持向上に向けて、歴史的資源の保全や歴史的街並みの整備等の取り組みを進めてきました。

このような都市計画や環境美化、歴史的風致の保全などの取り組みを更に発展させて、「多賀城市らしい」まちづくりを進めるために、周囲と調和した景観まちづくりを推進することが重要となります。

(2) 市民協働による景観まちづくりの推進

良好な景観形成は、行政の取り組みのみで実現するものではなく、裾野の広い多面的な取り組みも必要です。

景観まちづくりとは、市民、事業者及び行政の協働による取り組みを基本として、質の高い魅力的な都市空間の創出から、落ち着きと安らぎのある生活空間の創出まで、広がりや厚みのある取り組みを行っていくことと言えます。

また、この取り組みを通じて、地域におけるコミュニティ活動の活性化にもつながっていくことが期待されます。